

<参考>

平成24年国民健康保険法改正の概要

○ 都道府県調整交付金の負担割合の引上げ(平成24年4月施行)

都道府県の財政調整機能の強化と保険財政共同安定化事業の拡大の円滑な推進等のため、国定率負担のうち2%分を都道府県調整交付金に移行

保険料等 (50%)	国定率負担 34%⇒32%
	都調整交付金 7%⇒9%
	国調整交付金 9%

○ 保険財政共同安定化事業の拡大(平成27年4月施行)

保険料の平準化や財政の安定化を図るため、区市町村の拠出により行う共同事業の対象医療費が、レセプト1件30万円超から、1円以上(=全医療費)に拡大

<保険財政共同安定化事業>

各区市町村からの拠出金を財源とし、レセプト1件当たりの医療費が対象医療費を超える医療給付に対し、各区市町村に交付金を交付する事業

高額医療費共同事業 *レセプト一件80万円超対象
保険財政共同安定化事業 *レセプト一件30万円超対象
↓ 1円以上に拡大

都調整交付金の配分割合(答申の内容)

<条例本則>

現 行	普通調整交付金	特別調整交付金
	定率分及び財政力格差調整分	事業健全化支援 特別な事情への交付
	6%	3%

<平成26年度末までの経過措置>

普通調整交付金		特別調整交付金
財政力格差調整	定率分	特別な事情等
0.3%	8%	0.7%

<平成28年度末までの経過措置>

答 申	普通調整交付金		特別調整交付金	
	財政力格差調整	定率分	激変緩和	特別な事情等
	0.3%	6%	2%	0.7%
		←定率へ流用 激変緩和への補填		

*条例本則は変更なし